

(仮称) 旭川新アリーナ等整備事業
募集要項

令和8年1月

令和8年2月修正

旭川市



ASAHIKAWA
CITY

目次

| | | |
|---|--------------------|--------|
| 1 | 共通事項 | - 1 - |
| | (1) 趣旨 | - 1 - |
| | (2) 事業概要 | - 2 - |
| | (3) 募集手続 | - 7 - |
| | (4) 選定手続 | - 15 - |
| | (5) 契約に関する基本的な考え方 | - 16 - |
| | (6) 応募に関する留意事項 | - 17 - |
| | (7) 事務局連絡先 | - 18 - |
| 2 | 新アリーナの整備・運営 | - 19 - |
| | (1) 事業概要 | - 19 - |
| | (2) リスク分担の考え方 | - 21 - |
| | (3) 事業の実施状況のモニタリング | - 21 - |
| | (4) 事業破綻時の措置 | - 21 - |
| 3 | 既存公園施設等の指定管理 | - 22 - |
| | (1) 事業概要 | - 22 - |
| | (2) 指定管理者の指定 | - 22 - |
| | (3) 指定管理者が行う業務 | - 22 - |
| 4 | リスク分担表 | - 25 - |

別紙1 モニタリング及び指定管理料の減額等の基準と方法

用語の定義

本募集要項で使用する用語の定義は次のとおりとする。

| 用語 | 定義 |
|---------|---|
| 本事業 | (仮称) 旭川新アリーナ等整備事業。 |
| 設置許可 | 都市公園法第5条第1項に基づく許可。公園管理者以外の者が、都市公園に公園施設を設けようとするときに受ける必要がある許可。 |
| 新アリーナ | 整備区域内に、事業者が設置許可を受けて設置する多目的アリーナ及びその外構(エントランス、関係者駐車場及び屋外広場)を総称している。 |
| 収益施設 | 整備区域内に、事業者が設置許可を受け、公園利用者の利便向上を目的として設置する施設。想定される施設は飲食店、売店等。ただし、新アリーナを除く。 |
| 整備区域 | 事業者が自らの費用負担によって整備する区域。1(2)カにおいて示す区域を基本とし、事業者の提案に基づき市及び事業者が協議して定める区域。 |
| 連携区域 | 市が新アリーナの整備と連携して再整備する想定区域。1(2)カにおいて示す区域。 |
| 既存公園施設 | 募集要項公表時において花咲スポーツ公園に存在する施設であって、1(2)オ(イ) bに示す施設。 |
| 既存公園施設等 | 既存公園施設及び連携区域に市が整備する予定の駐車場、キッズパーク及びニュースポーツエリアを総称している。 |
| 事業者 | 本事業を実施する民間事業者。 |
| 応募者 | 本事業に応募し、新アリーナ及び収益施設の設計業務、工事監理業務、建設業務、維持管理業務及び運営業務、既存公園施設等の指定管理業務並びにその他の業務を担うことを予定する、複数の法人によって構成されるグループ。 |
| 構成企業 | 応募者を構成する企業。 |
| 代表企業 | 応募者が構成企業の中から定め、応募者を代表して応募手続を行う企業であって、事業の推進に当たり、事業全体の統括、構成企業間の連絡調整、市その他関係者等の調整窓口等を担う企業。 |
| 優先交渉権者 | 応募者のうち、基本協定の締結を予定する者として市が決定した者。 |
| SPC | 特別目的会社。本事業に関連のある事業のみを目的として設立される、会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社又は合同会社。 |
| 指定管理者 | 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に定義される指定管理者であって、既存公園施設等に係る市の条例の規定に基づき、既存公園施設等の管理に当たる者。 |
| 募集要項等 | 募集要項公表時に市が公表する書類一式。具体的には、募集要項、要 |

| 用語 | 定義 |
|-------|--|
| | 求水準書、優先交渉権者選定基準、様式集及び記載要領、基本協定書（案）をいう。 |
| 要求水準書 | 要求水準書（新アリーナ等）及び要求水準書（既存公園施設等）を個別に又は総称していう。 |
| 事業提案書 | 応募者が募集要項等に基づき作成し、期限内に提出した書類をいう。 |

1 共通事項

(1) 趣旨

花咲スポーツ公園（以下「本公園」という。）は、昭和 16 年に開設した運動公園であり、昭和 51 年から 55 年にかけて近隣地である競馬場跡地を買収し、それに合わせて各種運動施設を整備することで、現在の本公園の姿となった。

現在は、北北海道のスポーツ競技の拠点として、全国、全道大会や地区大会が開催されているほか、スポーツ団体の練習場所として、また、市民の日常利用の場所として長年親しまれてきている。

しかしながら、本市のスポーツ需要の高まりから、本公園や他のスポーツ施設では大会開催や市民利用の需要が満たせなくなり、平成 13 年度から第 2 運動公園として東光スポーツ公園の整備が開始された。東光スポーツ公園は、現在も整備中ではあるが、本公園と東光スポーツ公園が連携し、また役割分担をしながら、本市のスポーツ活動の拠点としての機能を果たしている。

このような状況の中で、本公園の各種施設は整備から 35 年以上が経過していることから、施設の老朽化が進行している。特に総合体育館は、一部が現行の耐震基準を満たしていないことや現在のスポーツニーズに対応できていないなどの課題が見受けられる。

そのため、本公園全体の再整備の考え方を整理した花咲スポーツ公園再整備基本構想（以下「再整備基本構想」という。）を令和 6 年 3 月に策定し、再整備基本構想に示された新アリーナの整備に向け、施設に必要な機能・規模の設定や本公園内での配置、新アリーナに付随して整備する新たな賑わい施設等を整理した花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画（以下「新アリーナ等基本計画」という。）を令和 7 年 3 月に策定した。この中で、総合体育館は、建替えにより新たな機能を導入した新アリーナとして整備することとした。令和 7 年 10 月には、花咲スポーツ公園再整備事業事業者選定委員会での議論を経て、新アリーナの整備・運営の事業者募集の事業方式を非保有方式とすることを公表した。

この募集要項は、本事業への応募を検討する団体等に、本事業の目的や基本的な考え方を伝え、本公園の魅力を高める効果的かつ効率的な提案を求め、本事業を最も適正かつ確実に行うことができる者を選定するための公募手続等を定めたものである。なお、応募者は、市及び事業者の双方にメリットがあると考えられる場合、既存公園施設等の一部又は全部の指定管理を本事業の事業範囲に含めることを提案することができる。

(2) 事業概要

ア 事業名称

本事業の名称は、「(仮称) 旭川新アリーナ等整備事業」とする。

イ 事業地の概要

| | |
|---------|------------------------------------|
| 名称（公園名） | 花咲スポーツ公園 |
| 所在地 | 北海道旭川市花咲町1丁目～花咲町5丁目 |
| 種類 | 運動公園 |
| 開設年度 | 昭和15年度（平成2年度に全競技施設の整備が完了） |
| 敷地面積 | 305,896 m ² （公園全体・告示面積） |
| 土地所有者 | 旭川市 |
| 区域区分 | 市街化区域 |
| 用途地域等 | 第二種住居地域 建蔽率：60%、容積率200% |
| 防火区域 | 指定なし（建築基準法22条区域） |
| 地区計画 | 指定なし |



図1 公園全景



図2 施設配置

ウ 本事業の目的

本事業は、総合体育館の建替えによるプロフィットセンター機能を有する新アリーナについて、民間事業者のノウハウやアイデアを活用し整備、運営することなどで、本市のスポーツ推進、及び地域の賑わいづくりに資することを目的とする。

エ 事業者募集に係る事業方式

新アリーナの整備・運営については、非保有方式（市ではなく事業者が施設を保有する方式とし、民設民営方式、リース方式及び民間サービスによる代替方式などを想定している。）での提案を求める。非保有方式には、民設民営方式¹並びに「公共施設の非保有方式に関する基本的な考え方」（内閣府）に示すリース方式及び民間サービスによる代替方式が含まれる。なお、市は、2（1）エ（ウ）に定める新アリーナ活用事業として公共的サービスの提供を求め、その対価について負担することを想定している。

なお、応募者は、本事業を効果的かつ効率的に実施する上で、市及び事業者の双方にメリットがあると考える場合、既存公園施設等の一部又は全部の指定管理を本事業の事業範囲に含めることを提案することができる。提案があった場合、市は事業者の提案内容を踏まえて協議を行い、議会の議決を経て、事業者を指定管理者に指定することができる。

また、市は、本公園全体の再整備に向け、再整備基本構想に基づき、花咲スポーツ公園再整備基本計画（以下「再整備基本計画」という。）の策定作業を進めており、令和7年12月には中間とりまとめを公表した。

¹ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく事業方式は含まない。

オ 事業提案対象施設及び事業提案内容

(ア) 提案を必須とする施設及び提案内容

a 新アリーナ

非保有方式による施設の整備内容及び管理運営方法を提案すること。

b 総合体育館の跡地又はその周辺に整備される施設

次の施設について、施設の整備内容及び管理運営方法を提案すること。なお、市が施設整備を行い、事業者が指定管理を行うことを想定しているが、他の方式による整備及び管理運営を提案することも可能とする。

(a) 駐車場（総合体育館跡地周辺）

(b) キッズパーク

(c) ニュースポーツエリア

(イ) 任意で提案できる施設及び提案内容

a 新アリーナ周辺に整備する収益施設

非保有方式による施設の整備内容及び管理運営方法を提案することができる。

b 既存施設

次の施設の一部又は全部の指定管理を行うことを提案することができる。

また、指定管理を行うことを提案する施設の大規模改修の内容を提案することができる²。

(a) 陸上競技場

(b) プール

(c) 馬場

(d) 硬式野球場（スタルヒン球場）

(e) 硬式テニスコート

(f) 軟式テニスコート

(g) 軟式野球場

(h) 和弓場

(i) 洋弓場

(j) 球技場

(k) 駐車場（公園南西側）

(l) 広場、園路、便所、管理事務所、危険物貯蔵庫等

カ 事業内容

(ア) 設置許可による新アリーナの整備・運営

² 施設の大規模改修は、再整備基本構想及び再整備基本計画に基づき市が行い、事業者が指定管理を行うことを想定しているが、他の方式による整備及び管理運営を提案することも可能とする。提案内容については、改修内容及び費用負担、改修時期、管理運営方法等について事業者と協議する。

事業者は、都市公園法第5条第1項に基づく設置許可を受けて、自らの責任及び費用負担において、新アリーナを整備・運営する。また、事業者は、設置許可による収益施設の整備・運営を提案することができる。整備区域は図3に示す範囲を基本とし、詳細は事業者の提案に基づき市及び事業者が協議して定める³。

(イ) 総合体育館の跡地又はその周辺に整備される施設の整備計画

事業者は、応募段階で、図3に示す連携区域の再整備について、新アリーナ等基本計画を踏まえ、駐車場（総合体育館跡地周辺）、キッズパーク及びニュースポーツエリアの整備方針、エリア内の施設配置、動線、サイン、照明等に関する提案を行い、事業開始後、総合体育館の解体を含め、市が行う施設整備に係る調整に協力すること。これらの施設について、自らの責任及び費用負担において整備・運営する提案を行うことは妨げない⁴。

(ウ) 既存公園施設等の管理運営等を提案する場合の事業内容

- a 事業者は、既存公園施設等の指定管理を行うことを提案し、所定の手続を経た上で、既存公園施設等⁵の指定管理者に指定された場合、新アリーナの整備・運営と一体的に管理運営を行う。
- b 既存公園施設等の指定管理は、令和11年4月1日から開始する。
- c 現在市の収入となっている有料公園施設の使用料については、引き続き市に帰属することを想定する。ただし、事業者が利用料金制の採用を希望する場合、市は協議に応じる。
- d 指定管理期間は市と協議の上定め、長期的な経営視点に立った運営を行う。
- e 市は、事業期間中に再整備基本計画に基づき、既存公園施設等の機能維持のための改修を行う想定である。
- f 市は、既存公園施設の大規模改修の提案があった場合は、再整備基本構想及び再整備基本計画中間とりまとめを踏まえるとともに、本市のスポーツ推進等に資する内容であるかを判断し、大規模改修の内容及び実施の可否について、事業者と協議する。

³ 新アリーナとは別の区域に収益施設を整備・運営するため、連携区域内において複数の整備区域を提案することを妨げない。

⁴ 市は、既存公園施設等の利用者のため、連携区域内に約500台の無料駐車場を確保する想定である。事業者が、駐車場の有料化を提案する場合は、市と協議すること。

⁵ 事業者が既存公園施設等の一部の指定管理を提案した場合、市と協議の上で合意した施設に限る。



図3 整備区域及び連携区域

キ 費用負担及び役割分担

新アリーナ整備・運営は事業者が自らの費用負担で行う。

事業者が既存公園施設等の指定管理を行うことを提案した場合の費用負担及び役割分担は次のとおり。なお、本事業の対象施設ではない総合体育館、相撲場及び児童遊戯施設は、市の費用で解体する。

| | | 新アリーナ (2)オ(ア) a、 (イ) a | 既存公園施設等 ⁶ | |
|------|------|------------------------------|----------------------|---------------------|
| | | | 既存公園施設 (2)オ(イ) b | 駐車場等 (2)オ(ア) b |
| 設計整備 | 実施主体 | 事業者 | 市 | 市 |
| | 費用負担 | 事業者 | 市 | 市 |
| | 位置づけ | 民間事業 (設置許可) | 公共工事 | 公共工事 |
| 所有 | | 事業者 | 市 | 市 |
| 管理運営 | 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 |
| | 費用負担 | 事業者 | 事業者及び市 ⁷ | 事業者及び市 ⁸ |
| | 位置づけ | 民間事業 (設置許可) | 指定管理事業 | 指定管理事業 |
| 解体 | 実施主体 | 事業者 | — | — |
| | 費用負担 | 事業者 | — | — |
| | 位置づけ | 民間事業 | — | — |

ク 提案上限額

2(1)エ(ウ)に定める新アリーナ活用事業の「時間枠の対価」又は「リース料」の提案上限

⁶ 事業者が既存公園施設等の一部の指定管理を提案した場合は、市及び事業者が合意した既存公園施設等に限る。

⁷ 市からの指定管理料で管理運営に必要な費用を賄う。利用料金制が導入された場合は利用料金も含む。

⁸ 市からの指定管理料で管理運営に必要な費用を賄う。利用料金制が導入された場合は利用料金も含む。

額⁹は年間 4.38 億円（消費税等を含む。）とする。市は、事業者から提案された金額を基本に協議により定めた金額について、議会の議決を経て債務を負担する¹⁰。市及び事業者は、供用開始後の「時間枠の対価」又は「リース料」について、毎年、支払の前年度に協議する。

既存公園施設等の指定管理料については、応募時に提案を求めず、既存公園施設等の改修及び整備の状況、物価の状況、市が新アリーナ及び既存公園施設等の一体運営に期待する管理運営の効率化等¹¹を踏まえ、市及び事業者が協議して定める。

ケ 事業期間

事業者は、新アリーナの供用開始日¹²から 30 年以上 65 年以下の範囲で事業期間の終了日を提案する。

事業者は、自ら提案する新アリーナの工事着手日から 10 年間を上限とし市と協議により定める期間の設置許可を市に申請し、市は、許可要件を満たしていることを確認の上、事業者に設置許可を与えるものとする。以後、事業者は、設置許可の有効期間が終了する前に、市に設置許可の更新を申請するものとし、市は、許可要件を満たしていることを確認の上、設置許可を更新するものとする。

市及び事業者は、協議を行って合意した場合、事業期間を延長することができる。

事業者は、最後の設置許可の期間内に、自らの責任及び費用負担において、新アリーナの除却及び原状回復を行う。ただし、市及び事業者が合意した場合、市は新アリーナを事業者から無償で譲受することができる。

事業者が既存公園施設等の指定管理を担う場合の指定管理期間は、令和 11 年 4 月 1 日から市と協議により定める期間とする。

【令和 10 年 4 月着工、令和 12 年 10 月供用開始、供用開始後 30 年で事業終了する場合の事業期間¹³】

| | | |
|-----------|-----------------------|--------------------------------------|
| 事業者選定～着工前 | 事業者選定 | 令和 8 年 8 -6 月 |
| | 基本協定書締結 | 令和 8 年 9 月 |
| | 準備・設計 | 令和 8 年 8 -6 月～令和 10 年 3 月 |
| 設置許可 1 回目 | 新アリーナ建設 | 令和 10 年 4 月～令和 12 年 9 月 |
| | 新アリーナ運営 | 令和 12 年 10 月～令和 20 年 3 月 |
| 設置許可 2 回目 | 新アリーナ運営 | 令和 20 年 4 月～令和 30 年 3 月 |
| 設置許可 3 回目 | 新アリーナ運営 | 令和 30 年 4 月～令和 39 年度半ば |
| | 新アリーナ解体 ¹⁴ | 令和 39 年度半ば～令和 40 年 3 月 |

(3) 募集手続

ア 募集及び選定の方法

⁹ 市の利用日数を年間220日と想定し、供用開始から10年間の時間枠の対価等の総額の年平均額としている。

¹⁰ 市が債務を負担する期間は、基本協定締結までに、市及び事業者の協議により決定する。

¹¹ 令和 6 年度における既存公園施設等（令和10年度までに廃止される予定のスケート場及び相撲場を除く。）の管理運営費は191,562,797円（消費税等を含む。）である。現在、総合体育館及び既存公園施設等は異なる指定管理者によって運営されているところ、市は、新アリーナ及び既存公園施設等の一体運営による効率化を期待している。

¹² 市は、令和12年度中の供用開始を想定するが、令和13年度以降に供用開始する提案も可能とする。

¹³ 事業期間は一例として示すものであり、実際の設計、建設、運営及び解体に要する期間は事業者の提案による。

¹⁴ 収益施設を整備した場合は収益施設の解体も含む。

市は、本事業への参画を希望する者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に十分留意しながら事業者を選定する。選定に当たっては、内容を総合的に審査し、その評価の高い者の順に契約交渉権を付与する公募型プロポーザル方式による。

イ 募集及び選定のスケジュール

| 日程 | 内容 |
|--|-----------------|
| 令和8年1月 | 募集要項等の公表 |
| 令和8年2月 | 募集要項等に関する説明会 |
| 令和8年2月 | 募集要項等に関する質問の受付 |
| 令和8年2月 | 募集要項等に関する質問への回答 |
| 令和8年 4 ² 月 | 参加資格確認申請の受付 |
| 令和8年 4 ³ 月 | 参加資格確認結果の通知 |
| 令和8年 4 ³ 月～ <u>5</u> 月 | 個別対話 |
| 令和8年 6 ⁴ 月 | 一次提案書の受付 |
| 令和8年 7 ⁵ 月 | 一次審査結果の通知 |
| 令和8年 7 ⁶ 月 | 二次提案書の受付 |
| 令和8年 8 ⁶ 月 | プレゼンテーション・ヒアリング |
| 令和8年 8 ⁷ 月 | 優先交渉権者の公表 |
| 令和8年9月 | 基本協定書の締結 |

ウ 参加資格等

(ア) 参加資格

応募者は、次の事項を全て満たす必要がある。

- a 応募者は、新アリーナの設計業務、工事監理業務、建設業務、維持管理業務及び運營業務、既存公園施設等の指定管理業務並びにその他の業務を担うことを予定する、複数の法人によって構成されるグループとする。
- b 応募者は、グループとして、事業期間中、対象施設を一体的に安全かつ円滑に管理運営できる経営の規模及び能力を有すること。
- c すべての構成企業が失格事項（後掲）に該当している者でないこと。
- d 構成企業及び構成企業と資本面又は人事面において関連のある者は、他の応募者の構成企業になることができない。なお、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう（以下同じ。）。

(イ) 代表企業及び構成企業の扱い

- a 構成企業の中から代表企業を1者定め、代表企業が応募者を代表して応募手続を行うこと。また、代表企業は、事業の推進に当たり、事業全体の統括、構成企業間の連絡調整、市その他関係者等の調整窓口等を担うこと。
- b 代表企業及び構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、構成企業については、業

務遂行上支障がないと市が判断した場合、変更を認めることがある。その場合、必要に応じて書類の再提出を求める。

- c 構成企業間で責任分担を明確に定めた協定等を締結し、その写しを提出すること。
- d 代表企業及び構成企業は、募集要項等及び事業提案書の内容に従って本事業を実施する責務を負う。

(ウ) 各業務を担う構成企業に必要な参加資格

各業務を担う構成企業に必要な参加資格を次のとおり定める。各業務の主たる部分を行う企業は構成企業でなければならず、構成企業は担う業務の全部を一括して若しくはその主たる部分を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

a 新アリーナの設計業務を担う構成企業に必要な参加資格

- (a) 建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。ただし、複数の構成企業が担う場合は、少なくとも 1 者が満たせばよい。
- (b) 設計業務を担う構成企業には、平成 22 年度以降に旭川市内において、延床面積 5,000 m²以上の建築物（工事が完了し、発注者への引渡し完了しているものに限り、建築物用途分類において「工場及び作業場」又は「倉庫」に該当するものを除く。）に係る実施設計業務を元請けとして完了した実績を有する法人を 1 者以上含むこと。

b 新アリーナの工事監理業務を担う構成企業に必要な参加資格

- (a) 建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。ただし、複数の構成企業が担う場合は、少なくとも 1 者が満たせばよい。

c 新アリーナの建設業務を担う構成企業に必要な参加資格

- (a) 建設業法別表第 1 の左欄に掲げる建設工事の種類のうち、自らが担う工事に対応した工種に該当する業種分類について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。

d 既存公園施設等の指定管理を担う構成企業に必要な参加資格

- (a) 運動施設に係る 2 年以上の指定管理業務の元請け実績を有すること。ただし、複数の構成企業が担う場合は、少なくとも 1 者が満たせばよい。

(エ) SPC の設立等

- a 応募者は、本事業の実施のために SPC を設立する場合、事業提案書において、SPC の出資構成、SPC 設立のスケジュール等を示し、事業期間にわたって募集要項等及び事業提案書の内容に従って本事業を安定的に実施できることを説明すること。また、SPC は旭川市内に設立すること。
- b 応募者は、新アリーナの整備・運営のために不動産証券化スキームを採用する場合、事業提案書において、新アリーナの所有者、アセットマネジメント業務及びプロパティマネジメント業務を担う構成企業の企業名等を示し、事業期間にわたって募集要項等及び事業提案書の内容に従って本事業を安定的に実施できることを説明すること。

(オ) 地域経済等への配慮に関する事項

- a 応募者には旭川市内に本店を有する法人を可能なかぎり多く含むよう努めること。
- b 建設業務を担う構成企業には、旭川市内に本店を有する法人を1者以上含むこと。
- c 事業期間を通じて、旭川市内の法人との連携・協力、旭川市内の人材の雇用等、旭川市の経済への貢献等に努めること。

エ 失格事項

参加資格申請の受付最終日において、構成企業のうち1者でも次の事項に該当する応募者は失格とする。

- (ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されている。
- (イ) 旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けている。
- (ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている。ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。
- (エ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている。ただし、再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (オ) (ウ) 及び (エ) ほか、経営状態が著しく不健全である。
- (カ) 以下の者又は以下の者と資本面若しくは人事面において関連のある者である。
 - a 有限責任あずさ監査法人
 - b イー・トップ株式会社
 - c 株式会社ドーコン
 - d ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）
- (キ) 花咲スポーツ公園再整備事業事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者。

オ 参加資格の確認等

(ア) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加資格確認申請の受付終了日とする。

(イ) 参加資格確認基準日以降の取扱い

参加資格確認基準日から二次提案書の提出締切日までの間に、応募者の代表企業が参加資格を欠くに至った場合、当該応募者は失格となる。代表企業以外の構成企業が参加資格を欠くに至った場合は、次のいずれかの場合に限り、当該応募者の参加資格を引き続き有効なものとする。

- a 応募者が、参加資格を欠いた構成企業に代わって、参加資格を満たす構成企業を補充し、構成企業変更届【様式18】等の必要書類を提出した上で、市が参加資格を確認し、これを認めたとき。
- b 応募者の参加資格を欠いた構成企業を除く構成企業ですべての参加資格を満たすことを市が認めたとき。

(ウ) 二次提案書提出締切日以降の取扱い

二次提案書の提出締切日の翌日から優先交渉権者の決定日までの間に、応募者の代表企業が参加資格を欠くに至った場合、市は当該応募者を審査対象から除外する。代表企業以外の構成企業が参加資格を欠くに至った場合は、次のいずれかの場合に限り、当該応募者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。

- a 応募者が、参加資格を欠いた構成企業に代わって、参加資格を満たす構成企業を補充し、構成企業変更届【様式 18】等の必要書類を提出した上で、市が参加資格を確認するとともに、事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、補充する構成企業の参加資格確認基準日は、当初の構成企業が参加資格を欠いた日とする。
- b 応募者参加資格を欠いた構成企業を除く構成企業で全ての参加資格等を満たし、かつ、事業運営に支障をきたさないと市が判断したとき。

カ 公募の実施に関する事項

(ア) 募集要項等の公表

本事業の募集要項等を市ウェブサイトにおいて公表する。

(イ) 募集要項等に関する説明会

本事業に対する応募者の参入促進のため、募集要項等に関する説明会を開催する。

a 参加対象者

本事業への参画に関心を有する法人又は複数の法人によるグループを対象とする。本説明会への参加は応募に当たっての義務ではなく、参加の有無は提案審査に影響しない。

b 参加申込期間

令和 8 年 1 月 28 日（水）～令和 8 年 2 月 3 日（火）

c 参加申込み方法

募集要項等に関する説明会参加申込書【様式 1】を事務局まで電子メールにて提出すること。また、電子メールの件名に「説明会申込」と記載すること。電子メールの送信後、電話にて受信を確認すること。

d 実施日時

令和 8 年 2 月 10 日（火）10 時 30 分から（受付開始：10 時 15 分）

e 会場

旭川市役所総合庁舎 7 階 大7-A会議室B

(ウ) 募集要項等に関する質問の受付及び回答

a 受付期間

令和8年1月28日（水）～令和8年2月13日（金）

b 提出書類

（仮称）旭川新アリーナ等整備事業に関する質問書【様式2】

c 提出方法

事務局まで電子メールにて提出すること。また、電子メールの件名に「質問書」と記載すること。なお、送信後、電話にて受信を確認すること。

d 回答

質問及び質問に対する回答は、令和8年2月20日（金）までに市ウェブサイトで公表する。

（エ）参加資格確認申請の受付及び確認結果の通知

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加資格に関する書類を提出し、市の確認を受けなければならない。なお、期限までに提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

a 受付期間

令和8年~~3-2~~月~~24~~日（~~月火~~）～令和8年~~4-2~~月~~3-27~~日（金）

b 提出書類

様式集に示すとおり。

c 提出方法

持参又は書留郵便により事務局まで提出すること。書留郵便の場合、事前に電話にて連絡すること。

d 確認結果の通知

代表企業に対して、令和8年~~4-3~~月~~10-6~~日（金）までに電子メールにて通知する。

（オ）参加資格確認結果の理由説明

参加資格がないと認められた応募者は、市に対して参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

a 受付期間

令和8年~~4-3~~月~~13-9~~日（月）～令和8年~~4-3~~月~~17-13~~日（金）

b 提出書類

参加資格確認結果に関する理由説明の要求書【任意様式】

c 提出方法

持参又は書留郵便により事務局まで提出すること。書留郵便の場合、事前に電話にて連絡すること。

d 理由の回答

代表企業に対して、令和8年~~4-3~~月~~2420~~日（金）までに書面により回答する。

(カ) 個別対話

市及び応募者が十分な意思疎通を図ることにより、応募者が本事業の趣旨、要求水準書等の意図を理解することを目的として、市及び参加資格の充足が確認された応募者による個別対話を実施する。

a 参加対象者

参加資格の充足が確認された応募者を対象とする。個別対話への参加は義務ではなく、参加の有無は提案審査に影響しない。参加する場合、すべての構成企業が参加する必要はないが、代表企業は必ず参加すること。

b 参加申込み及び質問提出期間

令和8年~~4-3~~月~~13-9~~日（月）～令和8年~~4-3~~月~~1713~~日（金）

c 参加申込み方法

個別対話参加申込書【様式10】及び個別対話事前質問書【様式11】を事務局まで電子メールにて提出すること。また、電子メールの件名に「個別対話申込」と記載すること。電子メールの送信後、電話にて受信を確認すること。

d 個別対話の実施時期及び会場

令和8年~~4-3~~月~~2823~~日（~~火~~丹）～令和8年~~5-3~~月~~125~~日（~~金~~水）

なお、令和8年~~4-3~~月~~2016~~日（月）17時までには、個別対話参加申込書に記載の担当者宛てに、詳細な実施日時及び会場（旭川市内）を電子メールにて連絡する。

e 個別対話の方法

(a) 参加人数は10名以内とする。

(b) 事前質問に対して、市は可能な範囲で個別対話の実施日の前に暫定回答を送付する。

(c) 個別対話は、市と応募者の意思疎通を図る場であり、提案内容に関わる対話も想定されることから、応募者ごとに個別に行う。

(d) 個別対話の結果については、公募の公平性を確保するために全応募者に通知する必要があると市が考える事項があれば、共通認識事項として公表する。ただし、参加者の有する特殊な技術、ノウハウ等に係る事柄、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある内容は公表しない。

(キ) 一次提案書の受付

参加資格があると認められた応募者に対して一次提案書の提出を求める。

a 受付期間

令和8年~~6-4~~月~~1-20~~日（月）～令和8年~~6-4~~月~~5-24~~日（金）

b 提出書類

様式集に示すとおりとする。

c 提出方法

持参又は書留郵便により事務局まで提出すること。書留郵便の場合、事前に電話にて連絡すること。

d 一次審査結果の通知

代表企業に対して、令和8年~~7-5~~月~~6-25~~日（月）までに電子メールにて通知する。二次審査提案書において特に説明を求める事項があれば、併せて通知する。

(ク) 一次審査結果の理由説明

一次審査を通過しなかった応募者は、市に対して一次審査を通過しなかった理由の説明を求めることができる。

a 受付期間

令和8年~~7-5~~月~~7-26~~日（火）～令和8年~~7-6~~月~~13-1~~日（月）

b 提出書類

一次審査結果に関する理由説明の要求書【任意様式】

c 提出方法

持参又は書留郵便により事務局まで提出すること。書留郵便の場合、事前に電話にて連絡すること。

d 理由の回答

代表企業に対して、令和8年~~7-6~~月~~21-8~~日（火）までに書面により回答する。

(ケ) 二次提案書の受付

一次審査を通過した応募者に対して二次提案書の提出を求める。

a 受付期間

令和8年~~7-6~~月~~7-1~~日（火）～令和8年~~7-6~~月~~13-5~~日（金）

b 提出書類

様式集に示すとおりとする。

c 提出方法

持参又は書留郵便により事務局まで提出すること。書留郵便の場合、事前に電話にて連絡

すること。

(コ) 提案の辞退

参加資格があると認められた応募者が一次提案書の提出を辞退する場合、及び一次審査を通過した応募者が二次提案書の提出を辞退する場合は、それぞれの提案書の提出期限までに、提案辞退届【様式 16】を持参又は書留郵便により提出すること。

(サ) 参加資格の喪失

代表企業又は構成企業のいずれかが参加資格要件を満たさなくなった場合に、当該事由の判明後、速やかに参加資格喪失等通知書【様式 17】を提出すること。

(4) 選定手続

ア 選定委員会の設置

市は、学識経験者等から構成される選定委員会を設置し、選定委員会において、応募者から提出された提案書の審査を実施する。

選定委員会の委員は以下のとおりである。なお、選定委員会は非公開とする。

| 区分 | 氏名 | 所属・役職 |
|-----|--------|-------------------------|
| 委員長 | 杉村 樹可 | 旭川市立大学経済学部 教授 |
| 委員 | 安藤 秀俊 | 北海道教育大学教育学部旭川校理科教育教室 教授 |
| | 赤堀 達也 | 旭川市立大学短期大学部幼児教育学科 准教授 |
| | 薄井 タカ子 | 税理士法人薄井会計 代表社員 |
| | 熊谷 好規 | 旭川市総合政策部長 |
| | 菅原 稔 | 旭川市観光スポーツ部長 |
| | 富岡 賢司 | 旭川市土木部長 |

市職員である委員に異動があった場合は、後任者をもって充てる。

なお、応募者又は構成企業が、優先交渉権者決定前までに、委員会の委員に対し、公募に関して自己に有利になる目的のため、接触等働きかけを行った場合、失格とする。

イ プレゼンテーション・ヒアリング

事業提案書の審査に当たって、次のとおり応募者によるプレゼンテーション及び選定委員会によるヒアリングを実施する。

(ア) 実施時期

令和 8 年 ~~8-6~~ 月 上 半旬

(イ) その他

具体的な実施日時、場所（旭川市内を予定）、留意事項等は、事前に代表企業に通知する。

ウ 評価の基準

評価の基準については、優先交渉権者選定基準に示す。

エ 優先交渉権者等の決定及び公表

提出された提案書について、選定委員会が提案価格、事業計画、新アリーナの施設整備、運営方法（既存公園施設等の管理運営等に関する提案があった場合は、その内容も含む。）を総合的に評価し、市は、選定委員会による審査の結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者（以下「優先交渉権者等」という。）を決定する。

市は、優先交渉権者等を決定したときは、すべての応募者へ結果を通知する。

オ 審査結果の公表

市は、優先交渉権者等の決定後、審査結果を市ウェブサイトで公表する。なお、審査結果に関する問合せには応じない。

（５）契約に関する基本的な考え方

ア 基本協定の締結

（ア）締結に係る協議

市は、優先交渉権者の決定後速やかに、基本協定書（案）に基づき、優先交渉権者と今後の手続の進め方等について協議を行い、協議が調った場合には、優先交渉権者と、本事業に関する市及び事業者の権利・義務を定めた基本協定を締結する。

市は、優先交渉権者との協議が調わなかった場合、次点交渉権者と協議を行い、協議が調った場合には、次点交渉権者と基本協定を締結する。

（イ）基本協定を締結しない場合

優先交渉権者の決定日の翌日から基本協定の締結日までの間に、優先交渉権者の構成企業が参加資格を欠くに至った場合、市は優先交渉権者と基本協定を締結しない場合がある。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠くに至った場合は、次のいずれかの場合に限り、市は当該優先交渉権者と基本協定を締結する。

- a 優先交渉権者が、参加資格を欠いた構成企業に代わって、参加資格を満たす構成企業を補充し、構成企業変更届【様式 18】等の必要書類を提出した上で、市が参加資格を確認するとともに、事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、補充する構成企業の参加資格確認基準日は、当初の構成企業が参加資格を欠いた日とする。
- b 構成企業が複数の場合で、参加資格を欠いた構成企業を除く構成企業で全ての参加資格等を満たし、かつ、事業運営に支障をきたさないと市が判断したとき。

イ 設置許可の申請

事業者は、新アリーナの着工前に、市に対して、工事着手日から市と協議により定める期間の設置許可を申請する。市は、新アリーナの設計が事業提案書の内容に沿って行われていることを確認できた場合、設置許可を与える。設置許可申請書及び設置許可書の様式は、旭川市都市公園条例施行規則に定めるとおりとする。

その後、市は、事業期間終了日まで設置許可を更新する想定であり、事業者は設置許可の期間終了日前に更新の申請を行う。

なお、設置許可を受ける主体は事業提案書に記載された構成企業を想定するが、SPC の設立や不動産証券化スキームを前提とした提案を行って市に認められた場合、事業提案書に記載した体制に従って、適切な者が設置許可を申請すること。

ウ 既存公園施設等の指定管理者の指定

市は、令和 11 年度からの既存公園施設等の管理運営について事業者と協議を行い、協議が調った場合、議会の議決を経て、事業者を指定管理者に指定することができる。その場合、市及び事業者は、既存公園施設等の指定管理業務の内容、指定管理料等を定めた指定管理基本協定書を締結する。

なお、市議会において指定管理者の指定の議案が否決された場合においても、事業者が本件に支出した費用について、市は補償しない。

(6) 応募に関する留意事項

ア 募集要項等の承諾

応募者は、二次提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとする。

イ 公正な応募の確保

応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。

ウ 提出書類の差替えの禁止

応募者は、提出期限以降における事業提案書の差替え及び再提出をすることができない。

エ 提案の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する提案は無効とする。

- (ア) 参加資格を有さない者がした提案
- (イ) 提案に際して談合等による不正行為をした者の提案
- (ウ) 必要な書類に応募者の署名又は押印がなされていない提案
- (エ) 価格提案書の記載事項が確認できない提案
- (オ) 価格提案書の金額を訂正している提案
- (カ) 募集手続に関係のない事項を記載した提案
- (キ) 事業提案書の記載事項の漏れ、誤記等により内容が確認できない提案
- (ク) 提案に必要な書類が不足している提案

オ 費用の負担

応募者の応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。

カ 市の提供する資料の取扱い

応募者（二次提案書の提出までに辞退した者を含む。）は、市が提供する資料を本募集に係る検討以外の目的で使用してはならない。

キ 応募者の複数提案の禁止

応募者は、一つの提案しか行うことができない。

ク 提案内容の履行義務について

優先交渉権者が、事業提案書及びプレゼンテーションにおいて市に提示した提案については、事業者がこれを履行する義務を負う。また、ヒアリング時の提案内容に係る質問及びその回答についても同様に扱う。

ケ 提案書類の返却

応募者から提出を受けた事業提案書は返却しない。

コ 使用言語、単位及び時刻

応募において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

サ 著作権

応募者から提出された事業提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は、本事業に関する講評を行う場合その他市が必要と判断した場合、優先交渉権者の提案書の一部又は全部を無償で使用できる。また、優先交渉権者以外の応募者の提案書については、本事業に関する公表を行う場合に限り、市は、事業提案書の一部を無償で使用できる。

シ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

ス 募集の延期等

市は、特に必要があると認めた場合、募集を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

(7) 事務局連絡先

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎5階

旭川市観光スポーツ部スポーツ施設整備課

電話 0166-25-9864

FAX 0166-26-8624

電子メールアドレス spo-seibi@city.asahikawa.lg.jp

2 新アリーナの整備・運営

(1) 事業概要

ア 事業内容

新アリーナの整備・運営に関する事業内容は、以下のとおりとする。詳細は、要求水準書を参照すること。

- (ア) 新アリーナの整備・運営
- (イ) 収益施設の整備・運営（任意）
- (ウ) 新アリーナ活用事業
- (エ) 連携区域の再整備に係る協力

イ 整備区域

新アリーナ及び収益施設を整備可能な区域は、図4の整備区域を基本とする。詳細は、事業者の提案に基づき、市及び事業者が協議して定める¹⁵。なお、総合体育館は新アリーナの供用開始まで解体されないことを前提に整備区域を提案すること。

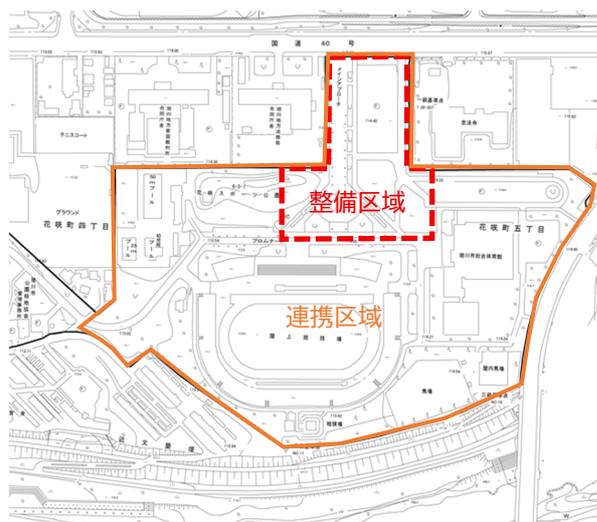


図4 新アリーナ及び収益施設の整備区域

ウ 業務の実施に必要な手続

(ア) 新アリーナ及び収益施設の整備・運営に係る設置許可の申請

事業者は、市に対して、新アリーナ及び収益施設の整備・運営のため、都市公園法第5条第1項に基づく設置許可を申請する。市は、申請内容が募集要項等及び事業提案書の内容に沿っていることを確認し、事業者に対して設置許可を与える。

(イ) 新アリーナ活用事業に係る毎年度の書面合意

市及び事業者は、協議の上、募集要項等及び事業提案書に基づき、次のエ（ウ）に定める新

¹⁵ 新アリーナとは別の区域に収益施設を整備・運営するため、連携区域内において複数の整備区域を提案することを妨げない。

アリーナ活用事業の詳細な実施内容、対価、合意内容の不履行があった場合の対価の減額措置等を書面で合意する。

エ 事業者の収入および支出

(ア) 新アリーナの整備・運営

事業者は、自らの責任及び費用負担によって、新アリーナを整備・運営する。

新アリーナの設置許可使用料は、旭川市都市公園条例の別表（３）によって参照される旭川市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例の別表に基づき算出された金額とする。なお、市は、現時点において当該別表中の「当該土地の適正な価格」を 26,898 円/㎡と想定しているが、金額は変動する可能性があり、事業者は設置許可時に算出された金額を支払う。設置許可を更新する際は、更新時に算出された金額を支払う。

事業者は、新アリーナの利用料金を自由に設定し、利用者から収受する。なお、(ウ)の新アリーナ活用事業として市が対価を支払った時間枠又は施設の利用料金については、市及び事業者が協議の上、合意によって定めることとする。

また、ネーミングライツや広告収入等の非貸館収入等を契約者から収受する。

(イ) 収益施設の整備・運営

事業者は、自らの責任及び費用負担によって、収益施設を整備・運営することができる。収益施設とは、都市公園法第 5 条の 2 第 1 項に定める休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設等をいう。

収益施設の設置許可使用料は、(ア)の新アリーナと同様に算出された金額とする。

事業者は、収益施設に係る料金等を自由に設定し、利用者から収受することができる。

(ウ) 新アリーナ活用事業

市は、新アリーナが、スポーツを「観る」観点から、高付加価値のサービスを提供するプロフィットセンターとしての機能が発揮される施設になることを期待している。また、スポーツを「する」観点から、東光スポーツ公園複合体育施設との役割分担の下、「市民の日常的個人利用」、「スポーツ大会を目的とした施設利用」、「市事業ほかコンベンション利用」の大きく 3 つの視点において役割を担い、市民がスポーツを中心とした様々な活動を行う拠点となることを期待する。市は、これらの公共的サービスを提供するための日数や時間として確保する「時間枠」への対価を負担する手法や、新アリーナのうち「公共的利用エリア」を設定した上で市が事業者からこれを借り受け、当該部分のリース料を負担する手法などにより、スポーツを「する」観点で新アリーナが果たす公共的な役割への対価を支払う。

なお、新アリーナに期待する公的な役割は、事業期間を通じて変化することが考えられるため、時間枠の考え方による場合は、市及び事業者は、事業者の提案内容に基づき毎年度協議を行い、時間枠及び対価を合意に基づき決定する。

オ 事業終了時の措置

事業者は、事業期間終了日（１（２）ケに定める事業期間の延長があった場合は、延長後の事業期間終了日）までに、自らの責任及び費用負担において、新アリーナ及び収益施設の原状回復を行

う。ただし、市及び事業者が合意した場合、市は新アリーナを事業者から無償で譲受することができる。

(2) リスク分担の考え方

事業者は、原則として、新アリーナの整備・運営に関する一切の責任を連帯して負う。例外として市が責任を負担する事項については、「4 リスク分担表」に定める。

(3) 事業の実施状況のモニタリング

事業者は、新アリーナの管理運営に関する年度業務報告書並びに構成企業の決算書及び会計監査報告書を提出する。市は、事業者が提出する書類に基づき、事業者の業務実施状況や経営状況を確認するとともに、必要に応じてヒアリングや立入調査を行い、募集要項等及び事業提案書に従い適正かつ確実なサービスが提供されているかどうか、経営状況が健全かどうか等を確認する。

市は、新アリーナの運営が募集要項等及び事業提案書に従って適正に実施されていないと認める場合、事業者に対して業務の改善を指示する。この場合、事業者は速やかにこれに応じ、改善結果について文書により市に報告する。

(4) 事業破綻時の措置

事業期間内に事業者による事業が破綻した場合、事業者は、市の承認を得て、別の民間事業者に事業を承継させることを可能とする。

承継しない場合、事業者の負担により新アリーナを撤去し、原状回復する。ただし、市及び事業者が協議して合意した場合、市は新アリーナを無償で譲受することができる。

なお、新アリーナの無償譲渡の合意がなされず、かつ、事業者が原状回復を行わない場合、市は事業者に代わって撤去工事を行い、その費用を事業者へ請求する。

また、事業者は、保証金を市に預託する。保証金の金額は、設置許可使用料の 24 か月分とする。保証金は、事業期間中、市が無利子で預かることとし、事業期間終了又は基本協定解除に際し、事業者による原状回復が完了した後、未払い等の債務があればその弁済に保証金を充当の上、残額を事業者に返還する。

3 既存公園施設等の指定管理¹⁶

(1) 事業概要

ア 指定管理範囲

指定管理者による管理区域は、本公園において、1(2)オ(イ)bに示す既存公園施設等とする。ただし、応募者は、既存公園施設等の指定管理を提案する場合、既存公園施設等の一部のみを指定管理範囲とすることを提案することができる。

イ 使用料の帰属

現在市の収入となっている有料公園施設の使用料については、引き続き市に帰属することを想定する。市は、指定管理者に対して使用料徴収事務を委託する。

ただし、指定管理者が利用料金制の採用を希望する場合、市は協議に応じる。市及び指定管理者が合意した場合、有料公園施設の利用料金について、指定管理者は条例¹⁷で定める額を上限とし市の承認を受けた額を自らの収入として収受する。また、この場合の指定管理料は、使用料制の場合に想定される指定管理料から、直近の既存公園施設等の使用料収入を減じた金額を基本とし、市及び指定管理者が協議して定める。

(2) 指定管理者の指定

市は、既存公園施設等の管理運営について事業者と協議を行い、協議が調った場合、議会の議決を経て、令和11年度から協議により定める期間、事業者を指定管理者に指定することができる。その場合、市及び事業者は、既存公園施設等の指定管理業務の内容、指定管理料等を定めた指定管理基本協定書を締結する。

なお、市議会において指定管理者の指定の議案が否決された場合においても、事業者が本件に支出した費用について、市は補償しない。

新アリーナの設置許可が継続する間、指定期間が終了する前に、市は事業者と協議を行い、協議が調った場合、議会の議決を経て、事業者を再度指定管理者に指定することができる。

(3) 指定管理者が行う業務

ア 指定期間

令和11年4月1日から市と事業者が協議により定める期間とする。

イ 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務については、次のとおりとし、詳細は要求水準書に定める。

(ア) 既存公園施設等の管理運営

(イ) 自主事業

- a 指定管理者は、本公園の設置目的の達成に寄与し、ひいては市民の満足度を上げるため、既存公園施設等の管理運営に関する業務を妨げない範囲において、本施設を活用し、自主

¹⁶ 「3 既存公園施設等の指定管理」は、特段の記載がない限り、事業者が既存公園施設等の全部の指定管理を担う場合の想定を記載している。

¹⁷ 令和8年度に改正を予定している。

事業を実施することができる。

- b 自主事業の実施に要する経費は、指定管理者が負担し、事業により得た収入は、指定管理者に帰属する。なお、既存公園施設等の管理運営に関する業務と自主事業とは経理を明確に区分すること。
- c 自主事業の実施において、第三者に損害を与えた場合の損害賠償など当該事業の実施に伴う一切の責任は、指定管理者において対処する。
- d 自主事業の実施に当たり、指定管理者は、市から事業内容の事前承認を受け、必要な使用許可手続をし、使用料を納付すること。なお、市が必要があると認めるときは、自主事業実施に当たり、条件を定めることがある。
- e 公園全体及び各公園施設（新アリーナを除く。）におけるネーミングライツパートナーの募集及び広告事業は市が行うことを想定しているが、事業者がこれを行い、収入の一定割合を市に還元する提案を行うことも可能とする。この場合、市及び事業者は協議を行い、ネーミングライツ及び広告の扱いを決定する。

(ウ) 使用料及び指定管理料

- a 既存公園施設等の指定管理に当たっては、現在市の収入となっている有料公園施設の使用料については、引き続き市に帰属することを想定する。市は、指定管理者に対して使用料徴収事務を委託する。
- b 指定管理者が利用料金制の採用を希望する場合、市と協議し、合意した場合、有料公園施設の利用料金について、指定管理者は旭川市都市公園条例に定める額を自らの収入として収受する。
- c 使用料は、旭川市都市公園条例に規定する金額とする。ただし、条例に定める減免措置は、従前と同様に適用される。
- d 指定管理料は、応募時に提案を求めず、令和 10 年度時点における既存公園施設等の改修及び整備の状況、物価の状況、市が新アリーナ及び既存公園施設等の一体運営に期待する管理運営の効率化¹⁸等を踏まえ、市及び事業者が令和 10 年度に協議して指定管理年次協定書で定める。以後、同様に毎年度の指定管理料を協議して定める。
- e 市及び指定管理者が協議の上、利用料金制を採用する場合の指定管理料は、使用料制の場合に想定される指定管理料から、直近の既存公園施設等の使用料収入を減じた金額を基本とし、市及び事業者が協議して定める。
- f 指定管理者に要求水準未達があった場合、指定管理料は、「別紙 1 モニタリング及び指定管理料の減額等の基準と方法」に従って減額される。

(エ) 指定管理者の指定及び業務引継ぎ

- a 指定管理者の指定は、旭川市議会での議決を経て行う。
- b 市及び指定管理者は、既存公園施設等の指定管理業務の内容、指定管理料等を定めた指定管理基本協定書及び指定管理年次協定書を締結する。

¹⁸ 令和 6 年度における既存公園施設等（令和 10 年度までに廃止される予定のスケート場及び相撲場を除く。）の管理運営費は 191,562,797 円（消費税等を含む。）である。現在、総合体育館及び既存公園施設等は異なる指定管理者によって運営されているところ、市は、新アリーナ及び既存公園施設等の一体運営による効率化を期待している。

- c 指定管理基本協定書の発効までに、市から業務引継ぎを行う。引継ぎに要する全ての経費は指定管理者の負担となる。
- d その他、詳細については、市と指定管理者とが協議する。
- e 指定期間が満了する年度においては、当該年度の 11 月から 3 月にかけて、引継ぎ事務が発生する。この場合も、市と詳細な事項について協議の上、引継ぎを行うこと。
- f 指定管理者に要求水準の未達があり、「別紙 1 モニタリング及び指定管理料の減額等の基準と方法」に定める条件を充足した場合、市は指定管理基本協定書及び指定管理年次協定書を解除することができる。

(オ) その他（留意事項等）

- a 市及び指定管理者のリスク分担については、「4 リスク分担表」に示す。
- b 指定管理者は、その地位によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- c 指定管理者は、管理業務を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- d 指定管理者は、事前に書面による市長の承認を得た場合は、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。
- e 管理業務に際しては、守秘義務の遵守を徹底すること。管理業務に関して保有する個人情報の管理に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に従い、旭川市個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、適切な管理を行うこと。
- f 管理業務に関する情報の公開については、旭川市情報公開条例の趣旨を踏まえ、公開に努めること。
- g 施設の管理運営に関する業務の実施状況に対する評価結果については、公表を想定する。
- h 施設の管理運営に関する業務の収支については、公表を想定する。

4 リスク分担表

本事業の実施における主なリスクに関する基本的な考え方は下表のとおりとする。

【共通】

| リスク | 内容 | 負担者 | |
|-----------------------------|---|------|-----|
| | | 市 | 事業者 |
| 税制の変更 | 一般的な税制の変更 | | ○ |
| | 業務の継続に重大な影響を及ぼす変更 | 協議事項 | |
| 事業の変更・中止・ 延期・遅延 | 市の責任による中止・延期・遅延 | ○ | |
| | 事業者の責任による中止・延期・遅延 | | ○ |
| | 事業者の事業放棄・破綻 | | ○ |
| 書類の瑕疵 | 市が作成・公表した募集要項や業務仕様書等の瑕疵による損害 | ○ | |
| | 事業者が作成・提出した事業計画書等の瑕疵による損害 | | ○ |
| 土壌汚染・地下埋設 物・埋蔵文化財リス ク | 市が事前に提示した資料に明示されているもの | | ○ |
| | 市が事前に提示した資料からは予見できないもの | ○ | |
| 利用者への対応 | 事業者が行う管理・運營業務及び提案に基づき実施する業務等に起因する訴訟・苦情・要望等の対応 | | ○ |

【新アリーナ及び収益施設の整備・運営】

| リスク | 内容 | 負担者 | |
|----------------|--|-----------|-----|
| | | 市 | 事業者 |
| 法令変更 | 事業者が行う整備・管理運営業務に影響のある法令等の変更 | △ (※1) | ○ |
| 許認可の遅延等 | 市の事由によるもの | ○ | |
| | 上記以外の事由によるもの | | ○ |
| 第三者に生じた損害の賠償責任 | 市の事由によるもの | ○ | |
| | 上記以外の事由によるもの | | ○ |
| 資金調達 | 市による一般財源等の必要な資金確保 | ○ | |
| | その他、事業者による必要な資金確保 | | ○ |
| 不可抗力 | 不可抗力(暴風・豪雨・洪水・地震・落盤・火災・争乱・暴動その他市又は指定管理者の責めに帰すことができない自然的又は人的な現象)に伴う、施設・設備の修復による経費の増、事業の履行不能に伴う収入の減等 | △ (※1) | ○ |
| 申請・引継ぎ等の経費 | 事業者の申請及び施設運営の引継ぎ並びに原状回復等に伴う経費 | | ○ |
| 運営費の増大 | 市の責任による運営費の増大 | ○ | |
| | 市以外の要因による運営費の増大 | | ○ |
| 施設の修繕等 | 施設の損傷 | | ○ |
| 需要変動 | 利用者数の変動等に伴う収入の減等 | | ○ |
| 債務不履行 | 市の事由による協定内容の不履行 | ○ | |
| | 事業者の事由による業務又は協定内容の不履行 | | ○ |
| 性能リスク | 市が要求する業務要求水準の不適合に関する事項 | | ○ |
| 損害賠償 | 施設の不備及び施設管理上の瑕疵による事項 | | ○ |
| 運営リスク | 施設の機器等の不備又は施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休業等 | | ○ |
| その他 | | 協議事項 | |

※1：法令変更及び不可抗力に該当する事由が生じた場合は、協議により、事業者が自ら提案した事業計画の変更を認める。

【既存公園施設等の指定管理】

| リスク | 内容 | 負担者 | |
|----------------|--|-----------|-----------|
| | | 市 | 指定 管理者 |
| 法令等の変更 | 施設の管理運営に影響を及ぼす法令等の変更 | ○ | |
| | 広く事業者一般を対象とした法令等の変更 | | ○ |
| 税制の変更 | 一般的な税制の変更 | | ○ |
| | 指定管理業務の継続に重大な影響を及ぼす変更 | 協議事項 | |
| 物価変動 | 物価の上昇に伴う経費の増（指定管理料で賄われる部分） | 協議事項 | |
| | 物価の上昇に伴う経費の増（上記以外） | | ○ |
| 金利変動 | 金利の変動に伴う経費の増 | | ○ |
| 需要変動 | 利用者数の変動等に伴う収入の減等（※1） | ○ | |
| 不可抗力 | 不可抗力（暴風・豪雨・洪水・地震・落盤・火災・争乱・暴動 その他市又は指定管理者の責めに帰すことができない 自然的又は人的な現象）に伴う、施設・設備の修復によ る経費の増、事業の履行不能に伴う収入の減等 | ○ | △ （※2） |
| 事業の中止 | 施設設置の瑕疵や経年劣化による施設の損壊、施設の 改築や大規模改修等による事業の中止 | ○ | |
| | 市の責めによる事業の中止 | ○ | |
| | 指定管理者の責めによる事業の中止 | | ○ |
| 書類の瑕疵 | 市が作成・公表した募集要項や業務仕様書等の瑕疵に よる損害 | ○ | |
| | 指定管理者が作成・提出した事業計画書等の瑕疵によ る損害 | | ○ |
| 物品及び施設等の修 繕 | 大規模な改修、経年劣化等による大規模な修繕 | ○ | |
| | 経常業務に伴う小規模な修繕（維持管理不足も含む） | ○ （※3） | ○ （※3） |

| リスク | 内容 | 負担者 | |
|--------------------|---|------|-----------|
| | | 市 | 指定 管理者 |
| | 指定管理者の責めによる物品及び施設等の損傷に伴う 修繕 | | ○ |
| セキュリティ | 警備不備等による情報の漏洩、犯罪の発生等 | | ○ |
| 申請・引継ぎ等の経 費 | 事業者の申請及び施設運営の引継ぎ並びに原状回復等 に伴う経費 | | ○ |
| 第三者に生じた損害 の賠償責任 | 指定管理者の責めにより、管理業務の実施に関して第三 者へ損害を与えた場合 | | ○ |
| | 上記以外のもの | 協議事項 | |
| 周辺地域・住民利用 者への対応 | 地域・住民との協調 | | ○ |
| | 施設管理、運營業務内容等に対する利用者等からの要 望等への対応 | | ○ |
| その他 | | 協議事項 | |

※1：利用料金制を採用する場合は、事業者が需要変動リスクを負う。

※2：指定管理者に発生した経費の増のうち、当該年度の累計で指定管理料の年額の100分の1に至るまでは指定管理者負担、それを超える額は市負担とする。

※3：以下の考え方を基本に、詳細は指定管理年次協定において定める。

（考え方）1件あたり50万円（税込）未満の修繕については、指定管理者の負担により実施し、市は四半期ごとに修繕に要した費用を指定管理者に支払う。ただし、指定管理者が負担する修繕費の上限額を定めた上、1件50万円（税込）以上の修繕や事業年度中に上限額以上の修繕が発生する場合、市及び指定管理者は修繕の時期や主体について協議を行う。

別紙1 モニタリング及び指定管理料の減額等の基準と方法

1 モニタリングの基本的な考え方

(1) モニタリングの目的

市は、事業期間中、指定管理者が指定管理協定書に定められた業務を確実に遂行し、かつ、要求水準を達成していることを確認するため、モニタリングを実施する。

市と指定管理者は、上記目的を達成するために、相互に協力して利用者にサービスを提供していることを意識し、意思疎通や認識の統一を図ることを常に念頭に置かなければならない。

モニタリングは、指定管理料の減額を目的とするのではなく、市と指定管理者との対話を通じて、施設の状態を良好に保ち、利用者が安全・便利に利用できる水準を保つことを目的に実施するものである。

(2) モニタリングの費用負担

市が実施するモニタリングに係る費用は市が負担し、指定管理者が自ら実施するモニタリング及び書類作成等に係る費用は、指定管理者の費用とする。

2 モニタリングの手続

(1) モニタリング計画書の作成

指定管理者は、指定管理協定締結後、指定管理業務の開始前までに、以下の項目の詳細について市と協議し、「モニタリング計画書」を作成し、市へ提出の上承認を受けること。

- ア モニタリング時期
- イ モニタリング内容
- ウ モニタリング組織
- エ モニタリング手続
- オ モニタリング様式

(2) モニタリングの実施

市は、指定管理者が提供するサービスに対し、次のモニタリングを実施する。

ア モニタリングに係る提出書類

(ア) 事業計画書の提出

指定管理者は、事業年度毎に、旭川市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年条例第29号）第3条に規定する事業計画書の内容に基づき、指定管理業務を実施するために必要な事項を記載した事業計画書を作成し、当該事業年度が開始される1か月前までに市に提出すること。市はその内容について確認し、承認を行う。

(イ) 長期修繕計画書の提出

指定管理者は、指定管理期間における「長期修繕計画書」を作成し、指定管理業務が開始される日の2か月前までに市に提出すること。市はその内容について確認し、承認を行う。

(ウ) 日報の保管

指定管理者は、日報を毎日作成し、保管すること。市は必要に応じて日報を確認し、各業務の遂行状況を確認・評価する。

(エ) 維持管理月報、四半期報告書及び事業報告書の提出

指定管理者は、以下の報告書を期限までに市に提出すること。

| 報告書 | 期限 |
|--------|-------------------|
| 維持管理月報 | 翌月 20 日 |
| 四半期報告書 | 当該四半期の最終月の翌月 20 日 |
| 事業報告書 | 翌年度の 4 月末 |

(オ) 財務書類の提出

指定管理者は、指定管理協定の終了に至るまで、毎会計年度の最終日から 3 か月以内に、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に従った計算書類等（会社法第 435 条第 2 項に規定される計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書をいう。）を市に提出すること。市はその内容について確認する。

イ モニタリングの実施内容

(ア) 定期モニタリングの実施

- a 市は、指定管理者が提出する維持管理月報、四半期報告書及び事業報告書に基づき、定期モニタリングを行う。
- b 市は、定期モニタリングとして、指定管理者が作成し提出した維持管理月報、四半期報告書及び事業報告書の内容を確認するとともに、施設を巡回し、予め協議のうえ定めたモニタリング項目に従い、各業務の遂行状況を確認・評価する。

(イ) 随時モニタリングの実施

- a 市は、必要に応じて随時、施設巡回、業務監視及び指定管理者に対する説明要求等を行い、各業務の遂行状況を直接確認・評価し、その結果を指定管理者に通知する。
- b 市は、指定管理者への説明要求及び立会いの実施を理由として、指定管理業務について、何ら責任を負担するものではない。

| 項目 | 指定管理者 | 市 |
|----------|--|---------------------------------|
| 定期モニタリング | ①モニタリング実施計画に従って、業務の遂行状況を整理 ②日報を作成・保管 ③月報、四半期報告書及び年間報告書を作成・提出 | 維持管理月報、四半期報告書及び事業報告書の確認、業務水準の評価 |
| 随時モニタリング | — | 必要に応じて随時、不定期に直接確認 |

(3) 要求水準を満たしていない場合の措置

市は、モニタリングの結果、指定管理者が要求水準を満たしていないと判断した場合は、以下の措置を行う。

ア 是正勧告（レベルの認定）

市は、指定管理者の業務の内容が要求水準等を満たしていないと判断される事象が発生した場合、速やかに係る業務の是正を行うよう改善要求を行うとともに、是正勧告を指定管理者に対し

て書面により行うものとする。また同時に、是正レベルの認定及びペナルティポイントの付与を行い、指定管理者に通知する。

指定管理者は、市から是正勧告を受けた場合、速やかに是正対策と是正期限について市と協議を行うとともに、是正対策と是正期限等を記載した是正計画書を市に提出し、市の承諾を得るものとする。

是正レベルの基準及びペナルティポイントは次のとおりである。

| 項目 | 事象の例 | ペナルティポイント |
|-----------|---|---|
| 重大な要求水準未達 | <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設の全部が1日中使用できない ・業務の放棄、怠慢 ・要求水準を満たさない状態（故意・不衛生状態等）の放置 ・災害時等における防災設備等の未稼働 ・善管注意義務を怠ったことによる重大な人身事故の発生 ・市への連絡を故意に行わない（長期にわたる連絡不通等） ・業務計画書への虚偽記載、又は事前の承認を得ない変更 ・業務報告書への虚偽記載 ・市からの指導・指示に合理的理由なく従わない | 是正勧告時 10ポイント 是正計画書に沿った是正が認められない場合 10ポイント |
| 軽微な要求水準未達 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設、設備の一部が使用できない ・市の職員等への対応不備 ・業務報告書の不備 ・関係者への連絡不備 ・上記以外の要求水準の未達又は指定管理協定の違反 | 是正勧告時 0ポイント 是正計画書に沿った是正が認められない場合 3ポイント |

イ 是正の確認（モニタリング）

市は、指定管理者からの是正完了の通知又は是正期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、是正計画書に沿った是正が行われたかどうかを確認する。是正計画書に沿った是正が認められない場合、上表に定めるペナルティポイントを付与する。

ウ 指定管理料の支払留保

上記イにおけるモニタリングの結果、是正計画書に沿った期間・内容による是正が認められないと市が判断した場合、市は指定管理料の支払いを、是正が確認されるまで留保することができる。ただし年度をまたぐ場合は、当該年度の3月末日時点での累計ペナルティポイント（後述）に対応する減額割合を乗じた額を減額して一旦支払う。翌4月以降の是正確認の結果、指定管理料が減額される場合であって、支払済金額との差額が生じたときは、指定管理者は市に対して返金を行う。なお、次回の市の支払額と相殺することにより、それに代えることも認める。

エ 指定管理協定の解除

市は、上記ウの措置を取った後、なお是正効果が認められないと市が判断した場合は、指定管理協定を解除することができる。

オ やむを得ない事由による場合の措置

次に該当する場合には減額ポイントは発生しないものとする。

- a やむを得ない事由により当該状況が発生した場合で、事前に指定管理者により市に連絡があり、市がこれを認めた場合
- b 明らかに指定管理者の責めに帰さない事由によって発生した場合で、市が指定管理者の責めに帰さない事由と認めた場合

(4) 指定管理料の減額

市は、当該四半期のペナルティポイントの累計を行い、当該サービス対価から当該サービス対価に累計ペナルティポイントに対応する減額割合を乗じた額を減額して支払う。ただし、四半期ごとの累計されたペナルティポイントが10ポイント以下の場合はサービス対価の減額を行わない。また、四半期ごとに累計されたペナルティポイントは、翌期に繰り越されることはない。ペナルティポイントによる減額割合は次のとおりとする。

| 累計ペナルティポイント | 減額割合 |
|-------------|---------------------|
| 1～10ポイント | 0% |
| 11～100ポイント | 累計ペナルティポイント×0.5 (%) |
| 101ポイント～ | 100% |

指定管理業務のモニタリングの流れ

